

○防災科学技術研究所インターンシップ実施規程

(平成 29 年 3 月 29 日 29 規程第 14 号)

改正 平成 30 年 4 月 26 日 30 規程第 41 号 令和 3 年 11 月 1 日 3 規程第 23 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）において、学生に実際の研究業務等を体験させることにより、職業適性を見極めを支援し、高い就業意識を育成するとともに、災害や防災に関する研究に理解を深めてもらうことを目的として、インターンシップによる就業体験者受入れについて、必要な事項を定める。

(実習生の受入)

第 2 条 研究所は、大学等からの依頼により、学生をインターン（以下「実習生」という。）として受入れることができる。

(申請)

第 3 条 受入れを依頼する大学等は、インターン受入れ申請書（様式 1）を理事長に提出する。

(承認)

第 4 条 理事長は、実習生の受入れを承認した場合、そのことをインターン受入れ承認書（様式 2）をもって依頼者に通知する。

(実習生の業務)

第 5 条 実習生は、研究所が指定する部門・センター等において指導を受け、その業務に従事するものとする。

(受入期間)

第 6 条 実習生の受入れ期間は、1 週間～2 ヶ月間とする。

(実習時間)

第 7 条 実習は、休日を除く日の研究所の指定する時間帯に実施し、実習時間は、原則として 1 日 7 時間 45 分以内、週 38 時間 45 分を超えないものとする。

(報酬)

第 8 条 実習生の業務に対しては、報酬を支払わないものとする。

(経費)

第 9 条 受入れに係る経費は、原則として徴収しない。ただし、往復旅費、滞在費など本人に係る経費は、大学等あるいは実習生が負担する。

(規程等の遵守)

第 10 条 実習生は、研究所の定める諸規程を遵守しなければならない。

(災害傷害保険)

第 11 条 実習生は、災害傷害保険に加入し、加入証の写しを提出するものとする。

(知的財産権の帰属)

第 12 条 研究所における実習業務で得られた研究成果及び知的財産権は、全て研究所に帰属するものとする。

(施設、機械等損傷の責任)

第 13 条 実習生が、実習期間中に本人の責に帰すべき事由により研究所に損害を与えた場合、研究所は本人又は所属大学等に損害賠償を請求することができる。

(傷害等の取扱い)

第 14 条 実習生が、研究所の責任によらないで、傷害等を受けた場合及び他の者に傷害を与えた場合、研究所はいかなる責任も負わないものとする。

(守秘義務)

第 15 条 実習生は、実習期間中に研究所において知ることができた研究情報等を漏らし、又は盗用してはならない。

(受入れの中止)

第 16 条 理事長は、研究所の定める諸規程を遵守しないなど実習生として不適切な行為があった場合には、その受入れを中止することができる。

(終了報告)

第 17 条 実習生は、実習期間終了時にインターン終了報告書（様式 3）を理事長に提出しなければならない。

(修了証書の交付)

第 18 条 理事長は、実習を修了した実習生に対して、修了証書を交付することができる。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 26 日 30 規程第 41 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 1 日 3 規程第 23 号)

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

様式 1 (第 3 条関係)

インターン受入申請書

[別紙参照]

様式2 (第4条関係)

インターン受入承認書

[別紙参照]

様式3 (第17条関係)

インターン終了報告書

[別紙参照]